

藤原宮東方官衙南地区、 高殿環濠の調査

—第201-5次

1 はじめに

本調査は特別史跡藤原宮跡における、高殿町個人住宅建設にともなう発掘調査である。調査地は藤原宮東方官衙南地区内であり、中近世の高殿環濠集落の西辺南部にもあたる。これまでに調査地の西約20m（藤原宮第23-4次調査『藤原概報9』）と南西約20m（同第29-3次調査『同11』）、そして南約45m（飛鳥藤原第114-10次調査『紀要2003』）の3地点で、掘方の一辺が約1mの藤原宮期と考えられる掘立柱建物を検出している。

当初、調査区は東西約2m、南北約6mで設定したが、調査区西北隅で古代の可能性がある遺構面と中世の土坑を検出した。そこで、その広がりを確認するために、調査区西北隅から西に0.5m、南に2m拡張した。拡張後の調査面積は約14m²。調査期間は2019年10月21日から10月31日までである。なお、本工事にともなって2020年1月21日、3月25日に立会調査をした。

2 検出遺構

基本層序は上から順に、①表土（厚さ20~30cm）、②盛土（厚さ10~20cm）、③近現代の遺物包含層（厚さ10~40cm）、⑦茶褐色土（厚さ30cm以上）である。④~⑥層は後述する斜行溝SD11572の埋土で、その層序は④黄褐色土（厚さ20~30cm）、⑤褐色粘土（厚さ10~20cm）、⑥青灰色シルト（厚さ30cm以上）となる。遺構検出は⑤層上面でおこなったが、本来④層上面が遺構面で、標高74.0~74.2mである。

調査の結果、調査区のほぼ全面におよぶ斜行溝1条、調査区東南隅に近現代の遺物を含む大土坑1基、調査区西北隅に⑦層とそれを掘り込む土坑2基を検出した（図2）。調査区西北隅でその上面が古代の遺構面の可能性がある⑦層を検出したが、藤原宮期にさかのぼる遺構は検出できなかった。掘削は工事掘削深度の現地表下0.6mまでにとどめた。

土坑SK11571 調査区東南隅で検出した不整形土坑。斜行溝SD11572を掘り込む。規模は東西0.6m以上、南北2.0m以上、深さ0.5m以上で、調査区外の東および南に続く。埋土中より江戸時代の肥前産染付磁器の椀（図

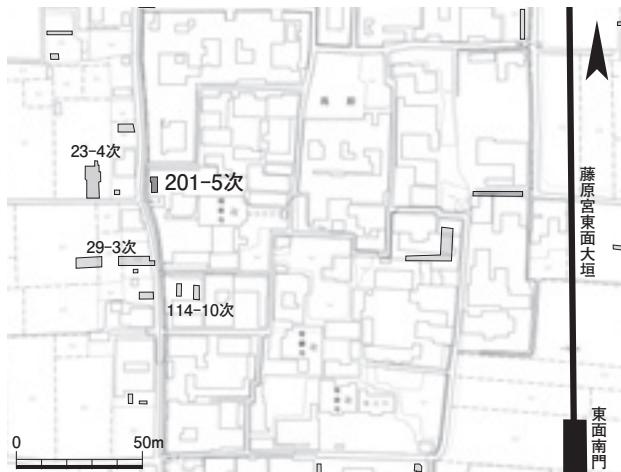


図114 第201-5次調査区位置図 1:3000

116-11）が出土した。

斜行溝SD11572 調査区の大半を占める南西から北東へのびる幅2.6m以上、深さ0.6m以上の溝。西北肩を検出した。埋土の最上層である④層から、江戸時代の灰釉陶器が出土した。

土坑SK11573 調査区西北隅で検出した不整形土坑。規模は東西1.0m以上、南北0.8m以上、深さ0.3m以上で、調査区外の西および北に続く。中世の土師器と瓦器（図116-4・5・7）が出土した。

土坑SK11574 調査区西北隅で検出した不整形土坑。SK11573と重複し、SK11573のほうが新しい。また、南側の一部でSD11572と重複し、SD11572のほうが新しい。規模は東西1.0m以上、南北0.8m以上、深さ0.3m以上で、調査区外の西に続く。SK11573と同様に中世の土師器と瓦器（図116-1~3・8・9）が出土した。
(土橋明梨紗)

4 出土遺物

瓦磚類 出土した古代の瓦は、軒平瓦1点（6641C、図116-12）、丸瓦1点（140g）、平瓦7点（1,090g）。このほか中近世以降の丸瓦が1点（140g）、平瓦が3点（520g）出土した。6641Cは④層から出土した。脇区を斜めに1/2程度切り落とす。生駒郡平群町所在の安養寺瓦窯産と考えられる。
(清野孝之)

土 器 中世から近現代までの土師器・瓦器・陶磁器が整理用木箱に2箱分出土した（図116）。

1~6は土師器皿。1~3はSK11574、4と5はSK11573、6は④層からの出土。7~10は瓦器椀。7は底部を欠き、8~10は口縁部を欠く。7には口縁部をヨ

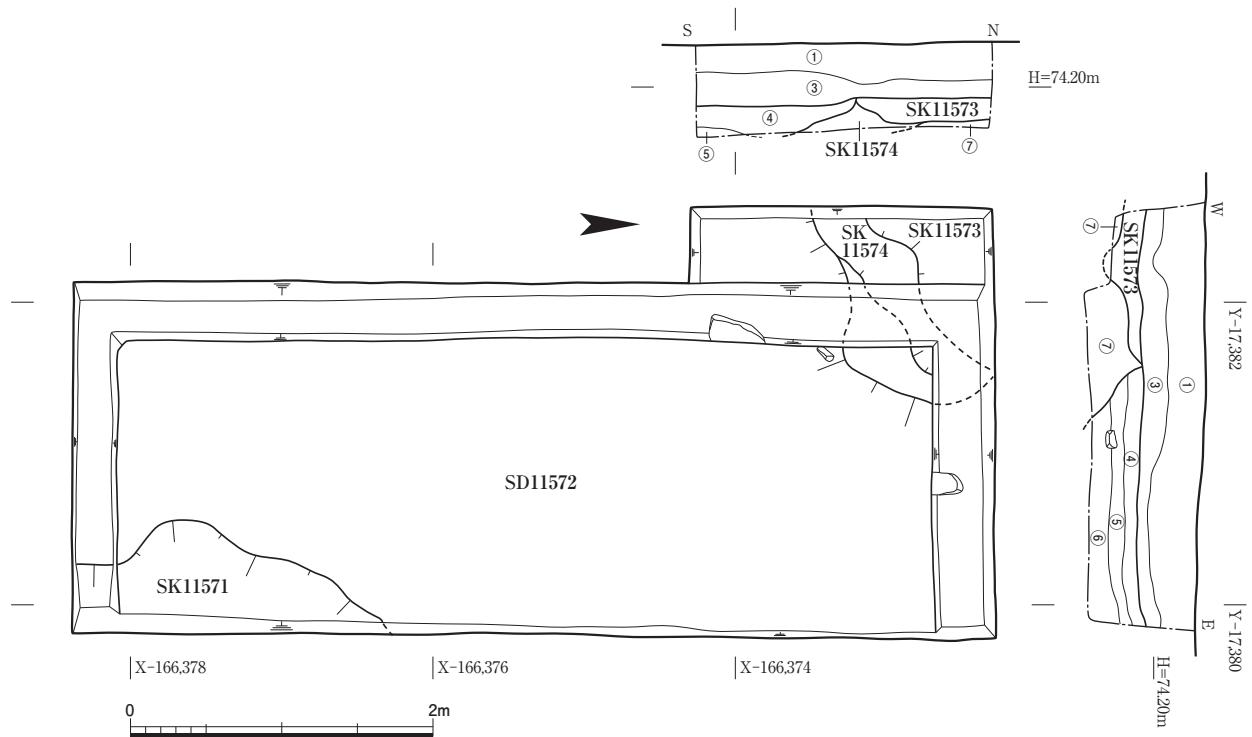


図115 第201-5次調査遺構図・土層図 1:50

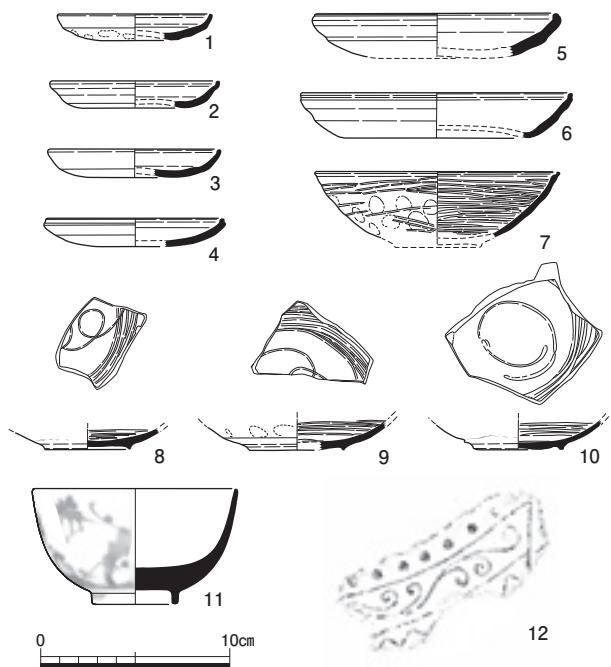


図116 第201-5次調査出土遺物 1:4

コナデした後、外面全体にまばらなミガキを施し、内面に密なミガキを施す。8～10の外面底部には断面形が三角形の高台を貼り付ける。8と9の底部内面にらせん状のミガキ、10には渦巻状のミガキを施す。7は

SK11573、8と9はSK11574、10は⑤層からの出土。

SK11573とSK11574出土の土師器および瓦器は、いずれも13世紀ごろのものとみられる。

11はSK11571から出土した18世紀ごろの肥前産染付磁器（伊万里焼）の椀。SK11571からはこのほかにも肥前産染付磁器の小片が出土している。

5 まとめ

本調査では、藤原宮期にさかのぼる遺構を検出することができなかった。しかし、周囲の既往調査で把握している遺構面の標高や土層の特徴から、調査区西北隅で検出した⑦層の上面が古代の遺構面である可能性がある。

いっぽう、中近世の高殿環濠集落については、調査区西側を北流する現存の水路が、高殿環濠集落の西を画する環濠を踏襲したものとすれば、今回検出したSD11572はその前段階の環濠、ないしは集落内を区画する溝である可能性がある。

本調査によって、これまであまり調査のおよんでいなかった高殿環濠集落の様相をあきらかにする手掛かりを得ることができた。

（土橋）